

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められていないもの
農薬等が残留していても基本的に販売等の規制はない

《 ポジティブリスト制度の導入後 》

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められているもの [799 農薬等]
〔 ポジティブリスト制度の施行までに、現行法第 11 条第 1 項に基づき、農薬取締法に
基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた基準を暫定的に設定 + 農薬取締法に
基づく登録等と同時の残留基準設定など残留基準設定の促進〕

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められていないもの
〔 人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示〕
一定量(0.01ppm)を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

厚生労働大臣が指定する物質 [65 物質]
〔 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示〕
ポジティブリスト制度の対象外

【加工食品の取扱い】

コーデックス基準が設定されている加工食品は、暫定基準が設定されています。

暫定基準が設定されていない加工食品は、まず一律基準をもって判断し、個別に違反の蓋然性が
検討されます。

暫定基準が設定されていない加工食品のうち、残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工
されたものは、原則として、販売等を可能とします。

乾燥等の加工を行った食品の監視指導では、水分含量をもとに試算した値により原材料での違反
の蓋然性を推定するなど、効率的な手法を用いることとしています。

【ポジティブリスト制度に関する情報等】

厚生労働省 HP で提供されています。

<http://www.mhlw.go.jp/>
分野別（食品）
食品安全情報
分野別施策
食品中の残留農薬等のページ

「滋賀県食品自主衛生管理認証制度<S-HACCP>実施要綱（案）」に対する
ご意見・情報の募集について

平成 16 年 3 月に策定しました「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」において、営業者による自主的な衛生管理の高度化を図るため、最も有効な手法とされている HACCP（ハサップ）の理念を取り入れた本県独自の食品自主衛生管理認証制度（通称 S - HACCP）の創設について明記したところです。

現在、一部の食品企業では ISO 9000 シリーズや 5S（ゴーエス）運動、国による総合衛生管理製造過程の承認制度などが積極的に導入されていますが、県内食品製造業の全体を見渡した時、多様かつ複雑多岐にわたる安全確保の取り組みに対し、具体的で実行可能な衛生管理の仕組みづくりが求められています。

こうした状況下において、県内で製造される食品の安全性の確保に寄与できるよう自主衛生管理認証制度の実施要綱を策定し、衛生管理水準の向上促進に取り組むことといたしました。

つきましては、「滋賀県食品自主衛生管理認証制度実施要綱（案）」を公表しますので、県民の皆さんのご意見・情報を下記によりお寄せください。

お寄せいただきましたご意見・情報を十分に考慮して、この実施要綱を策定し、ご意見・情報に対する滋賀県の考え方と併せて公表することとしております。

なお、個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表資料

- (1) 「滋賀県食品自主衛生管理認証制度(S-HACCP)の創設」
- (2) 「滋賀県食品自主衛生管理認証制度実施要綱(案)」

2 公表方法

前記資料を生活衛生課食の安全推進室、広報課県民情報室および各地域振興局地域健康福祉部(各保健所)に備え付け、かつ、県のホームページに掲載します。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/210ikenbosyu.htm>

3 意見・情報の募集期間

平成18年2月7日(火)から平成18年2月28日(火)まで

4 意見・情報の提出方法および提出先

郵送 〒520-0834 大津市御殿浜13-45
滋賀県衛生科学センター内食品安全監視センターあて
ファックス 077-537-8633
電子メール shokuhin@pref.shiga.lg.jp

5 その他

ご意見・情報を提出いただく様式は任意としますが、住所、氏名、電話番号を明記してください。

(ご意見・情報の内容以外は公表しません。)

また、ご意見・情報は、日本語で提出してください。

「平成18年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見の募集について
食品衛生法第24条の規定に基づき、「平成18年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)」を作成しましたので、その内容を公表し、広く県民の皆さんからのご意見を下記により募集します。
お寄せいただきましたご意見については、これに対する滋賀県の考え方とともに整理した上で公表することとしております。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

平成18年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)

2 公表方法

生活衛生課食の安全推進室、広報課県民情報室および各保健所に備え付け、また、県のホームページに掲載します。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/>

3 意見・情報の募集期間

平成18年2月1日(水)から 2月28日(火)まで

4 意見・情報の提出方法および提出先

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/>

なお、『ぷちリス』バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載中です！

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu.htm>

- - - - -